

介護報酬改定に伴う運営規程等について（お願い）

令和8年6月1日からの、介護報酬改定に伴う運営規程等の取り扱いについて、下記のとおりといたします。

記

1. 運営規程等について

各事業所の運営規程等に定める利用料については、介護報酬改定に伴い、変更が必要です。各事業所において変更をお願いします。

通常、運営規程の内容を変更する場合は、変更届の提出を行う必要がありますが、今回の介護報酬改定のみの変更については、変更届の提出は必要ありません。

※変更届の提出の必要はありませんが、利用者・家族に対する周知等は必要となりますので、できるだけ文書によって丁寧に説明を行っていただき、同意を得てください（説明時に使用した書面や同意にかかる記録は、事業所及び利用者双方で別途保管をお願いします。）。

2. サービスコード表（CSV データ版）について

令和8年6月中に昭島市ホームページ（<https://www.city.akishima.lg.jp/>）に掲載いたします。掲載しましたらケア倶楽部にてお知らせいたします。

【問い合わせ】

昭島市保健福祉部介護福祉課地域包括ケア推進係

TEL042-544-5111 内線 2148・2149